# 平成28年松茂町議会第4回定例会会議録 第1日目(11月29日)

# ○出席議員

- 1番 鎌 田 寛 司
- 2番川田修
- 3番 板 東 絹 代
- 4番 立 井 武 雄
- 5番 佐 藤 道 昭
- 6番 佐藤 禎宏
- 7番 森 谷 靖
- 8番 一 森 敬 司
- 9番藤枝善則
- 10番 春 藤 康 雄
- 11番 原 田 幹 夫
- 12番 佐藤富男

# ○欠席議員

なし

## ○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名

町 長 広 瀬 憲 発 副町長 田 直 人 吉 教育長 庄 野 宏 文 民生参事 米 田 利 彦 総務参事 大 迫 浩 昭 産業建設参事 雅史 井 上 教育次長 吉 田 英 雄 税務課長 南 東 稔 吉 﨑 危機管理室長 英 雄 総務課長 松下師一 建設課長 小 坂 宜 弘 産業環境課長 原 田 賢 下水道課長 石 森 典 彦 水道課長 冨 士 雅 章 町民福祉課長 鈴 谷 一 彦 健康保険課長 谷 本 富美代 社会教育課長 尾 野 浩 士 学校教育課長 山下真穂

## ○職務のため議場に出席した職員の職・氏名

## 平成28年松茂町議会第4回定例会会議録

#### 平成28年11月29日(第1日目)

## ○議事日程(第1号)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第55号 松茂町津波防災センター・中央庁舎動産の買入について
- 日程第4 議案第56号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第57号 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正 する条例
- 日程第6 議案第58号 松茂町津波防災センター・中央庁舎の設置及び管理に関する 条例
- 日程第7 議案第59号 松茂町課設置条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第60号 松茂町印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第61号 松茂町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第62号 松茂町私債権管理条例
- 日程第11 議案第63号 松茂町農業委員会の委員及び松茂町農地利用最適化推進委員 定数条例
- 日程第12 議案第64号 松茂町各種委員会委員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部 を改正する条例
- 日程第13 議案第65号 平成28年度松茂町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第14 議案第66号 平成28年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算(第2 号)
- 日程第15 議案第67号 平成28年度松茂町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議案第68号 平成28年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2 号)
- 日程第17 議案第69号 平成28年度松茂町農業集落排水特別会計補正予算(第2 号)
- 日程第18 議案第70号 平成28年度松茂町公共下水道特別会計補正予算(第2号)

日程第19 議案第71号 平成28年度松茂町水道特別会計補正予算(第1号)

日程第20 発議第 3号 松茂町議会委員会条例の一部を改正する条例

# 平成28年松茂町議会第4回定例会会議録

### 第1日目(11月29日)

午前10時00分開会

○議会事務局長【古川和之君】 ただいまから平成28年松茂町議会第4回定例会の開会をお願いいたします。

まず初めに、佐藤富男議長からご挨拶がございます。

○議長【佐藤富男君】 皆さんおはようございます。平成28年第4回定例会を開催しましたところ、全員の参加をいただき、ありがとうございました。

今回の定例会は、松茂町津波防災センター・中央庁舎の完成による庁舎移転作業によりまして議会の前倒しでありまして、通常より約1週間早く始まります。今定例会の議案も17件でありますが、十分審議をお願いいたしまして、挨拶といたします。

○議長【佐藤富男君】 ただいまの出席議員は12名で、地方自治法第113条による 定足数に達しております。よって、平成28年松茂町議会第4回定例会は成立いたしました。

ただいまから平成28年松茂町議会第4回定例会を開会いたします。

○議長【佐藤富男君】 広瀬町長から招集の挨拶があります。広瀬町長。

○町長【広瀬憲発君】 皆さん、おはようございます。今年もあと1カ月残すだけとなってまいりました。師走に入りますと寒さも段々と厳しくなってくると思います。議員の皆さん方には、体調管理を十分にしていただき風邪などひかないように気をつけていただきまして、町政発展のためにご尽力をよろしくお願いいたしたいと思います。

本日は、平成28年松茂町議会第4回定例会の招集をお願いいたしましたところ、議員各位には、何かとお忙しい中、全議員のご出席をいただきましてありがとうございます。本定例会に上程いたします案件は17議案となっております。慎重にご審議をいただきまして、全議案が可決決定を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げまして、挨拶といたします。

○議長【佐藤富男君】 これから、本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。監査委員から毎月実施した月例出 納検査の結果、各会計とも収支適正であると認められますと議長宛てに報告書が提出され ておりますので、ご報告いたします。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に印刷配布のとおりです。

○議長【佐藤富男君】 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、10番春 藤議員、及び11番原田議員を指名いたします。

○議長【佐藤富男君】 日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。 お諮りいたします。

今期定例会の会期は、11月29日から12月14日までの16日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤富男君】 異議なしと認めます。

よって、会期は11月29日から12月14日までの16日間と決定いたしました。

○議長【佐藤富男君】 日程第3、議案第55号「松茂町津波防災センター・中央庁舎 動産の買入について」を議題といたします。

広瀬町長から発言を求められておりますので、これを許します。 広瀬町長。

○町長【広瀬憲発君】 それでは、提案理由の説明を申し上げていきたいと思います。 議案第55号、松茂町津波防災センター・中央庁舎動産の買入につきましては、去る11月4日に7社による指名競争入札に付した結果、4,133万1,600円で有限会社松竹堂から、松茂町津波防災センター・中央庁舎用備品の買入をいたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づきまして議会の議決を求めるものでございます。 この後、担当から詳細説明をいたしますので、ご審議の上、可決決定を賜りますよう、 よろしくお願いをいたします。

○議長【佐藤富男君】 広瀬町長の提案理由の説明は終わりました。

次に、担当職員の詳細説明を求めます。

松下総務課長。

○総務課長【松下師一君】 それでは、議案第55号についてご説明させていただきます。議案書の1ページをお開き願います。

議案第55号、松茂町津波防災センター・中央庁舎動産の買入について。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、下記のとおり動産の買入をするため、議会の議決を求める。

買入物件、松茂町津波防災センター・中央庁舎用備品。契約の相手方、徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜626番地、有限会社松竹堂、代表取締役、赤澤修二。契約の方法、指名競争入札。買入価格、4,133万1,600円。納入期限、平成29年1月31日というものでございます。

この契約の入札につきましては、指名競争入札より執行すべく、事務用品販売業者7社 を指名いたしました。指名いたしました業者を順不同にて申し上げます。有限会社松竹堂、 有限会社幸星堂、株式会社サンティー、株式会社金剛、株式会社萬梅林堂、有限会社山口 事務用品、株式会社トクジムでございます。

この7社により11月4日に入札を執行いたしましたところ、有限会社松竹堂が落札し、同社とは、即日、仮契約を締結いたしました。この契約の設計金額は、消費税込みの額で4,493万5,965円。落札額が、同じく消費税込みの額で4,133万1,600円でございましたので、請負比率は91.98%となっております。

次に、買入いたします松茂町津波防災センター・中央庁舎用備品の概要についてご説明 を申し上げます。議案参考資料の1ページをお開き願います。

津波防災センター・中央庁舎の1階平面図で、上が北、下が南、右上部分が現在の東玄関、この議会のあります庁舎の東玄関になります。図面左端に向かって真ん中を伸びております廊下、左端から、出納室、建設課等へつながるという配置になってございます。水色の着色部分、これが、今回買入いたします備品になります。主なものといたしましては、1ページ資料、右上の待合コーナーのロビーチェアー、税務課、町民福祉課、健康保険課等の執務スペースを取り囲みますカウンターシステム収納。105、106会議室、

これは、新しくできますが、この会議室のテーブル、椅子。増設する男子更衣室のロッカー等がございます。こうした1階備品の一覧を参考資料5ページの方に一覧表としてまとめてございます。あわせてご参照ください。

なお、5ページー番下の最下段、税務課、町民福祉課、健康保険課、ボイスコール案内というところでございますが、これ、新たに備品として購入いたします。これは、窓口事務の順番待ちのための整理券発行システムで、映像表示だけでなく、ボイス、音声で順番をご案内するものです。これは、窓口サービスをお待ちになる住民の皆様へのサービスの向上につながることはもちろん、聴覚に障害のある方へは画像で、視覚に障害がある方には音声で順番をご案内できるため、バリアフリーの一助ともなります。また、整理券番号を案内するということで、来庁者プライバシーへの配慮ともなると考えております。

次に、平面図にお戻りいただきまして、参考資料2ページをご覧ください。これも、上が北で下が南という配置になっております。2階の平面図でございますが、水色の着色部分、右側から、201会議室、その上、202会議室、左端、203会議室、このテーブルや椅子等を購入いたします。2階備品の一覧は6ページ上段にまとめてございますので、あわせてご参照ください。

次に、平面図3ページに進ませていただきます。3ページを開いてください。3階の平面図で、これも、配置は、上が北、下が南でございますが、水色の着色部分、右下から、議会の委員会で使用いたします301、302委員会室のテーブル、椅子、及び会議用マイク設備一式。中ほどから左へかけて防災対策本部と危機管理室のテーブル、椅子、パソコンラック等を購入いたします。3階備品の一覧は6ページの下段にまとめてございますので、あわせてご参照ください。

最後に、4階でございます。平面図は4ページとなります。4階は、基本、右上の監査委員室を除いて避難スペースとなっております。監査委員室には、水色の着色部分、テーブルと椅子を購入いたします。監査委員室左隣の404研修室と、右下、401、402、403研修室は、災害時は避難場所となりますが、通常時は防災教育等の会場として使用するため、テーブル、椅子等を購入することとしております。

左側、上手、401備蓄倉庫には、南側面に中軽量ラックを配置するとともに、収納効率に優れた移動ラックを購入いたします。その部屋の下側、方向で言うと南になりますが、402備蓄倉庫の中軽量ラックとあわせて棚板の延長は366メートルございます。こうしたことから、庁舎、総合会館に避難する計画人数1,681人が2日間過ごせる避

難物資の収納を、今後、進めてまいります。 4 階備品の一覧は7ページにまとめてございますので、あわせてご参照ください。

最後に、納品の時期でございますが、現在の予定では、来月12日に庁舎部分について 建物の引き渡しを受けますことから、その1週間で主な備品を納入し、その後、役場各課 等の移転や新庁舎での業務開始と並行して、残る備品の納入を進めることとしております。 全備品の納品は年内を予定しておりますが、現品の検査や諸調整、場合によっては手直し 等、そういったことの可能性を考慮し、契約上の納品期限は新年1月31日としてござい ます。

以上、議案第55号、松茂町津波防災センター・中央庁舎動産の買入についての詳細説明とさせていただきます。ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤富男君】 以上で提案理由の説明、及び詳細説明は終わりました。 これから質疑に入ります。

質疑ございませんか。

藤枝議員。

○9番【藤枝善則君】 9番、藤枝です。新庁舎になって備品等いろいろ新しいなる、 ええことだろうと思いますけども。そうかと言うて、何もかもさらにしたらええというも んでない。費用対効果も考えてやっていかないかんと思いますが。

今の説明の中で、この図面にもありますように、青で塗られたところのものを購入するということですが、この中でちょっとお聞きしたいのは、例えば、1階で男子更衣室のロッカーを替えるとか、会議室の机とか椅子を替えるとかありますが、今、例えば、ロッカーやったらこんだけ量があって足らんから買うのか、それとも、この分だけが古うなって使えんということで買うのか。会議室も同じですが、そこら辺の説明をもうちょっとお願いしたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤富男君】 松下総務課長。

○総務課長【松下師一君】 ただいま藤枝議員からご指摘の、例えば、例でよりますと 男子更衣室のロッカー等でございますが、現在、男子職員につきましては、常々、工事現 場への検査でございますとか、あるいは、台風襲来時の水防活動等、男子更衣室内ロッカ ー、いっぱいいっぱいの状態で使ってございます。したがいまして、少しでも、職員のそ ういった、検査でありますとか災害時の出動とか、そういったことを配慮いたしまして、 まず、男子更衣室から少しスペースを拡張して余裕を持たせていきたいと考えておりまし ての買入といたしております。「使えるものは使う」が今回の備品購入の大原則でございますし、また、西側庁舎、東側庁舎は従来のものがございますので、そういった意味では、必要最低限のものの購入という大前提がございます。更衣室も会議室も、それぞれ、今回、新たに建てる中で最低限必要なものだろうという判断のもとに備品の調達、選定を行っているということをご理解いただけたらと思います。

○議長【佐藤富男君】 藤枝議員。

○9番【藤枝善則君】 ありがとうございました。そういう考えだろうと思います。確認のために、今、とったわけでございますので。今後も、新しいにこしたことないんですが、余りぼろのもんばっかり置いとくというのもどうかと思いますが、そこの辺の費用対効果も含めて、節約ということも考えていろいろやっていただいたらええかなと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それから、こういうことに伴いまして旧の備品等が余ってくると思うんですが、そこら 辺の処分あたりをどう考えているのか。わかっとったら教えてください。

○議長【佐藤富男君】 松下総務課長。

○総務課長【松下師一君】 今回、余ってくるということにつきましては極力ないようにという、先ほど、余り古いものばかりでもというお考えを拝聴したわけでございますが、今回の改築という中では、できるだけ、備品につきましては最低限の量を足すと。つまり、今回、改築によりまして建物の面積的なところでフロアがふえたり、会議室、避難スペース等がふえる中で必要なものを、最低限、できるだけ行こうということで、余り、廃棄についてはたくさん出ないという判断をしてございます。廃棄等がないように、できるだけ、冒頭も申しましたように、再利用という判断です。できるだけ極力、廃棄がないということで進めさせていただきたいと思います。

○議長【佐藤富男君】 藤枝議員。

○9番【藤枝善則君】 今の答弁で、廃棄はないということでしょうけれども。例えば、今回の分は総合会館の方の分は入っていないと思うんですけど、例えば、あそこのソファーが破れとったりいろいろしてあるのを私も目についとんですが。そういうようなものもここの庁舎にはあったんじゃないかと思うんですが、そういうやつあたりも全部新規に替えるという考えになってくるとそういう附属する分も廃棄せないかんようになってくると思うんですが、そういうところも含めて、この際、どうしても、町としてふさわしくないような、傷んでおるようなやつは、この際、替えていかないかんと思うんです。そういう

ことも含めて、費用を削減せないかんのですが、恥ずかしくないような備品にもせないかんと思いますので、そういうことも、今後、いろいろ購入するに当たって、追加の分とか削減する分があったら、そういうことも精査してやっていっていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。今回、そういうことで、これで私の意見、質問は終わります。

- ○議長【佐藤富男君】 ほかに質疑ございませんか。川田議員。
- ○2番【川田 修君】 2点質問させていただきます。

1つは、この指名業者の選定の基準はどういった基準で選定したかということでございます。お聞きしますと、県内で有数のこういう事務用品を扱っている会社から地元の業者、鳴門の業者までいろいろと入っております。会社の規模も、何十億円の会社から何百万円、1千万円も行っておるかどうかというような会社も入っていますので、その選定の基準をお聞きします。

もうひとつは、これ、ひとくくりで中央庁舎備品ということですが、いわゆるシステム 収納とかラック、事務用の整理の棚とか、こういったものは本来なら当初設計の中に組み 込まれとるべきもんではないかと考えます。ですから、そういうもんが建築用で追加する にしても、変更請負契約ですれば請負比率からして、もう少し安くなったんでないかなと いう気もしますし、当初設計でそこまでわからないから竣工間近に打ち合わせをするとい うことにしとったんでしょうか。その2点、お願いします。

- ○議長【佐藤富男君】 松下総務課長。
- ○総務課長【松下師一君】 川田議員から2点ご質問いただきましたが、まず、第1点目の業者の選定についてでございますが、私ども、今回、この備品を発注するに当たりまして適切な競争環境の中で業者を入札によって選びたいという趣旨から、事務用備品につきましては全国の事務用備品の大きなメーカーがございますので、そういったメーカーの系列に偏ることなく、複数の系列からぜひ選びたいと判断いたしまして、具体的に申しますと、コクヨでありますとかイトーキでありますとかオカムラでありますとか、そういった系列の違う徳島県内の事務用備品販売業者から選定をいたしまして、こういった構成でなっております。もちろんのことながら、松茂町に指名の願いが出ておりますところで取引関係などを見守って、そういったメーカーの違うものを選び入札執行をさせていただきました。

次に、第2点目でございます。備品という形ではなくて、当初の工事発注の中にカウン

ター類など、ある程度入れておいた方が経費的に安く上がったということでしょうか。そういうお考え、確かにあろうかと思います。ただ、私ども、基本的には、今回、動産の契約議決というふうに上げていますように、建物工事との一体性が、ある程度深いかそれとも希薄であるかとか、そういったことをもとに、備品費で行くのか工事請負費で行くのかということを判断することが、地方自治体の財務の考え方としては大前提にあろうかと思います。

その上で、今回選定いたしましたものは、基本的には、建物との一体的なつながりの薄い品物、文字どおり動産が中心であろうかと思います。先ほどのご質疑の中でも申しましたが、今回はとにかく、できるだけ再利用して使えるものは使うという考えでおります。そうやって使えるものを使うというふうに考えて事業を進めてまいりますと、当初設計の中にこういった備品も含めてという発注の仕方というのはなかなかに難しかったという事情がございます。実際問題、新築を期に、どうしても役所の建物でございますので、組織の再編とか、あるいは出先を移転するとか、そういった可能性というものが当初から想定されてございました。そういったことから、設計段階で、ある程度、備品を想定して建設の請負契約と一緒にということはなかなか難しいという判断を持っておりまして、備品についての予算を平成28年度持っておりまして、こういったタイミングでございます。ぎりぎりのタイミングまで本当に必要な備品の選定作業というのを丁寧に進めてまいったというところでございます。こうやって備品、動産として購入いたしておけば、将来的にも、また、組織の再編でありますとかさまざまな職員の異動状況に柔軟に対応して運用ができると、そういうことも考えてございますので、どうかご理解をいただきますようにお願い申し上げます。

○議長【佐藤富男君】 川田議員。

○2番【川田 修君】 説明としてはそういう説明の仕方になるんでしょうが、私が思うのは、そういう間取りといいますか、平面のプランというのは設計段階である程度詰めて、総務課が担当であれば総務課と設計業者が詰めてやっていって、その中で収納カウンターであるとかシステム収納、あるいはカウンター、こういった大きなものは少なくとも通常であれば図面に放り込みして、それで当初、入札にかかるべきもんでなかったんだろうかと。今さらそれを言うても、私もそんな設計まで見せてもろてどうこういうことでなかったんです。一議員として今の出てきた分で感想を言いますとそういうことです。

今後とも、いわゆる箱物も、これからほとんど箱物の建築もないんでしょうが、あると

すれば、当初設計で十分に精査をして、技術者がなくても、こういったものは、使うもので考えればいろんな打ち合わせができると思いますので、町としては、今後ともそういったことは十分配慮して計画を進めていっていただきたいと思います。

以上です。

- ○議長【佐藤富男君】 答弁はよろしいですね。
- ○2番【川田 修君】 はい。
- ○議長【佐藤富男君】 ほかにございませんか。立井議員。
- ○4番【立井武雄君】 4番、立井ですけど、防災対策本部のテーブルで、先日研修に行ったときに、国の方でテーブルごとに班分けでAの1とかBの1とかCの1とか分かりやすく分けていたもんですが、緊急時に使う本部ですので、そういうことは考えられたらどうかと思うんですが、いかがですか。
- ○議長【佐藤富男君】 松下総務課長。
- ○総務課長【松下師一君】 立井議員ご質問の、ちょっと冒頭部分が聞き取りにくかったものですから、先日の訓練の状況でございますか。
- ○4番【立井武雄君】 すいません。我々の議員で研修に国の方のとこの防災設備を見に行ったんですが、そのときに、各班分けを、椅子の後ろにAの1とかBの1とかCの1とかきれいく分けとって、それでどういうことをするというふうな形だったんですよ。ほなけん、こういうふうにテーブルを何箇所か分けとんですが、そういう形で分けとったら緊急時ですのでわかりやすいと思うんですが、いかがでしょうか。
- ○議長【佐藤富男君】 松下総務課長。
- ○総務課長【松下師一君】 今回、防災対策本部でございますが、非常に、今回購入いたす備品も、全て、机、椅子等、動く仕様になってございます。動かせる、配置が変えることができる仕様になっております。また、部屋も、多様なレイアウトに対応するようにいろんな電気周りとか諸設備を考えておりますので、ただいま立井議員のご示唆いただいた内容を踏まえて危機管理室ともよく連携をして、そういった、いざというときに機動的に対応できるレイアウト、今回購入した備品を活かしてやっていけますよう、しっかり考えていきたいと思います。ありがとうございました。
- ○議長【佐藤富男君】 立井議員。
- ○4番【立井武雄君】 ありがとうございました。
- ○議長【佐藤富男君】 ほかに質疑ございませんか。

## (「質疑なし」の声あり)

○議長【佐藤富男君】 質疑がないようですので、質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

○議長【佐藤富男君】 これから討論に入ります。

討論ございませんか。

広瀬町長。

(「討論なし」の声あり)

○議長【佐藤富男君】 討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

○議長【佐藤富男君】 これから、採決に入ります。

議案第55号「松茂町津波防災センター・中央庁舎動産の買入について」を採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤富男君】 異議なしと認めます。

よって、議案第55号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長【佐藤富男君】 日程第4、議案第56号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

広瀬町長から発言を求められていますので、これを許します。

○町長【広瀬憲発君】 それでは、続きまして、議案第56号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院及び徳島県人事委員会から「公民格差の解消と均衡を図るため、公務員の月例給と勤勉手当などについて引き上げを行うことが適当である」旨の勧告がありましたことから、これに準じて職員の給与に関する条例を改正

当である」旨の勧告がありましたことから、これに準じて職員の給与に関する条例を改正 するものでございます。

この後、担当から詳細説明をいたしますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

○議長【佐藤富男君】 町長の提案理由の説明は終わりました。

次に、担当職員の詳細説明を求めます。

松下総務課長。

○総務課長【松下師一君】 それでは、議案第56号についてご説明を申し上げます。 議案書の2ページをお開き願います。

議案第56号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。上記議案を提出する。 平成28年11月29日提出。松茂町長、広瀬憲発というものでございます。

職員の給与に関しましては、人事院勧告による国家公務員の給与制度を基本といたしまして、徳島県人事委員会の勧告も踏まえ、適宜見直しを行ってまいりました。本年8月8日の人事院勧告では、民間給与との格差を是正するべく、初任給を含む若年層の改定に重点を置いて、月例給の給料表の水準を0.2%引き上げるとともに、民間のボーナスに相当いたします期末勤勉手当につきましても、民間の支給割合との均衡を図るため、年0.1カ月分引き上げる内容の勧告がなされております。また、徳島県の人事委員会からも、10月18日に国に準じた給与改定を行うよう勧告がなされております。

それでは、議案書2ページからの条例案文をご覧ください。

この一部改正条例は、施行日、適用日の異なる第1条と第2条からなり、2ページからの第1条には、公布の日から適用される勤勉手当の引き上げ規定と、平成28年4月1日に遡及適用される月例給給料表の引き上げ規定が記されております。

また、進みまして11ページ掲載の第2条は、平成29年4月1日が施行日で、第1条で引き上げられた勤勉手当を来年度以降は夏と冬の年2回の勤勉手当へ半分ずつ再配分する規定が記されております。

それでは、具体的な改正内容をご説明いたします。

まず、月例給給料表ですが、第1条の規定により、3ページから10ページ掲載の別表第1と別表第2のように改定をお願いいたします。平均改定率は、勧告どおり、0.2%の引き上げとなっており、これにより民間との格差を是正いたしますが、初任給を1,500円引き上げるなど、若年層への引き上げを手厚くする一方で、中高年層への引き上げ額は小さくし、給与総額の抑制に配慮したものとなっております。

次に、民間のボーナスに相当いたします期末勤勉手当の率の改正につきましては、恐れ入りますが、議案参考資料8ページの新旧対照表をご覧ください。

この新旧対照表は、上半分が公布の日をもって適用する第1条関係で、下半分が、来年度、平成29年4月1日から適用する第2条関係となっております。

まず、第1条関係で、一般職の勤勉手当を規定する第21条第2項第1号の改正ですが、

左側、現行の列の4行目から5行目へかけてのアンダーライン、100分の80とあるのを、右列、改正後では100分の90とし、来る12月1日を基準日とするこの冬の勤勉手当を率にして100分の10、つまり勧告どおり0.1カ月分引き上げるものとします。続く、同項第2号は、再任用職員及び任期付職員の場合で月額の100分の5引き上げます。なお、現状、松茂町に再任用職員及び任期付職員に該当する職員はおりません。

次に、新旧対照表の下半分、第2条関係ですが、これは、一般職で申しますと、100分の10引き上げ後の、左側の列の、先ほど確認したアンダーラインと同じ位置をご覧ください、100分の90を来年4月1日以降、夏と冬の勤勉手当へ100分の5ずつ再配分するために、100分の90の表記を、右の列、改正後では100分の85へ改正するものです。一見引き下げたように見えますが、年率で考えますと、現時点から年間で100分の10引き上げられた状態で変更はございません。

確認いただくために、参考資料10ページをお開きください。中央の破線から下、黄色 いマーカーの入った表が2つございます。

まず、黄色いマーカーの入った表の、上から言うとトータルで3段目になりますが、国の改正後、平成28年12月以降という表の大きな一般職という列の小さな勤勉の列、黄色の着色部分で12月を0.9としてございます。6月の0.8と合わせて合計で1.7でございます。これをそのまま下の表、国の改正後、平成29年4月をご覧いただきますと、その1.7を6月と12月で0.85ずつ振り分けるということで合計が1.7になるようにしております。この国の改正の状態と同じことを、先ほどの新旧対照表でご説明したように、本町の職員の勤勉手当でも改正していただきたいとお願いしております。

新旧対照表の方には、あと、先ほどの期限付きの職員の再配分規定もございますが、割 愛させていただきます。

人事院勧告に基づきます給与条例の改正につきましては、従来から、秋の臨時国会での国家公務員給与の法改正が行われると、速やかに、冬の期末勤勉手当の基準日であります12月1日までに臨時議会の開催をお願いするなど11月中のご審議をお願いした経緯がございます。本年につきましては、第4回定例会が本日11月中の開会となりましたことから、国会での国家公務員給与の改正も11月16日に可決されております経緯もありまして、本日ここにご審議をお願いするところでございます。

以上、議案第56号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての詳細説明とさせていただきます。重ねてのご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤富男君】 以上で提案理由の説明、及び詳細説明は終わりました。 これから質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長【佐藤富男君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

○議長【佐藤富男君】 これから討論に入ります。

討論ございませんか。

(討論なし」の声あり)

○議長【佐藤富男君】 討論なしと認めます。

○議長【佐藤富男君】 これから、採決に入ります。

議案第56号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。 原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤富男君】 異議なしと認めます。

よって、議案第56号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長【佐藤富男君】 続きまして、日程第5、議案第57号「特別職の職員で常勤の ものの給与に関する条例の一部を改正する条例」から、日程第19、議案第71号「平 成28年度松茂町水道特別会計補正予算(第1号)」までの議案15件を一括して議題と いたします。

広瀬町長から発言を求められておりますので、これを許します。 広瀬町長。

○町長【広瀬憲発君】 それでは、続いて議案説明を申し上げたいと思います。

議案第57号、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、一般職の国家公務員の給与改定に準じ、特別職の国家公務員の給与改定が行われますことから、本町においても、国に準じて、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例を改正するものでございます。

次に、議案第58号、松茂町津波防災センター・中央庁舎の設置及び管理に関する条例 につきましては、このたびの庁舎に関する工事のうち、松茂町津波防災センター・中央庁舎部分の完成に伴い、設置及び管理に関する条例を新たに制定するものでございます。

次に、議案第59号、松茂町課設置条例の一部を改正する条例につきましては、行政改革により民生部門の事務分掌の一部を見直したことに伴い、条例の改正を行うものでございます。

次に、議案第60号、松茂町印鑑条例の一部を改正する条例、及び議案第61号、松茂町手数料条例の一部を改正する条例、以上2議案につきましては、平成29年3月から「個人番号カード」を利用して全国のコンビニエンスストアで「住民票の写し」や「印鑑登録証明書」などの各種証明書を交付する「コンビニ交付サービス」を開始することに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第62号、松茂町私債権管理条例につきましては、私債権の管理、回収を適正かつ効率的に行い、不納欠損処理の適正化を図るため、新たに条例を制定するものでございます。

次に、議案第63号、松茂町農業委員会の委員及び松茂町農地利用最適化推進委員定数条例、及び議案第64号、松茂町各種委員会委員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例、以上2議案につきましては、農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律が平成28年4月1日から施行されたことにより、農業委員会の委員の選任方法が公選制から公募及び推薦制となり農業委員会の委員構成が変更となるため、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を規定する条例を新たに制定するとともに、関係する条例について所要の改正をするものでございます。

次に、議案第65号、平成28年度松茂町一般会計補正予算(第3号)につきましては、 議案第56号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例による給与改定に伴い増額 が生じることとなりました人件費につきまして補正をお願いするとともに、既定の歳入歳 出予算の総額にそれぞれ1億4,149万7千円を追加し、補正後の予算の総額を67 億4,938万9千円とするものであります。

歳入の主なものといたしましては、普通交付税として3,353万5千円、臨時福祉給付金補助金として5,078万8千円、前年度繰越金として4,130万3千円等を増額補正し、児童手当国庫負担金として1,242万9千円、児童手当県負担金として269万6千円等を減額補正するものであります。

続きまして、歳出の主なものといたしましては、給与改定に伴う人件費等の増額補正のほか、障害者福祉費扶助費として4,396万2千円、臨時福祉給付金等給付事業費として5,108万3千円等を増額補正し、児童手当として1,782万円、繰出金として1,701万1千円等を減額補正し、剰余金7,422万9千円を財政調整基金に積み立てるものでございます。

次に、議案第66号、平成28年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ749万4千円を減額し、補正後の予算の総額を19億1,041万7千円とするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、国庫支出金として4,359万5千円等を減額補正 するものでございます。

歳出の主なものといたしましては、後期高齢者支援金等として1,133万6千円等を 減額補正するものでございます。

次に、議案第67号、平成28年度松茂町介護保険特別会計補正予算(第2号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ539万8千円を追加し、補正後の予算の総額を10億6,010万4千円とするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、一般会計繰入金として271万3千円を増額補正するものであります。

歳出の主なものといたしましては、地域支援事業費として201万2千円等を増額補正 するものでございます。

次に、議案第68号、平成28年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ37万円を追加し、補正後の予算 の総額を1億6,368万3千円とするものでございます。

歳入といたしましては、一般会計繰入金として37万円を増額補正するものでございます。

歳出といたしましては、総務費として、歳入と同額を増額補正するものでございます。 次に、議案第69号、平成28年度松茂町農業集落排水特別会計補正予算(第2号)に つきましては、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ251万6千円を減額し、補正後 の予算の総額を1億697万8千円とするものでございます。

歳入といたしましては、一般会計繰入金として176万5千円、集落排水使用料として100万円を減額補正するものでございます。

歳出といたしましては、農業集落排水事業管理費として251万6千円を減額補正する ものであります。

次に、議案第70号、平成28年度松茂町公共下水道特別会計補正予算(第2号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ609万8千円を減額し、補正後の予算の総額を4億7,201万2千円とするものでございます。

歳入の主なものといたしまして、一般会計繰入金として1,495万7千円を減額し、 消費税還付金の確定により634万3千円を増額補正するものでございます。

歳出の主なものといたしましては、建設費及び管理費の執行見込残額として609万8 千円を減額補正するものでございます。

最後となりますが、議案第71号、平成28年度松茂町水道特別会計補正予算(第1号)につきましては、収益的支出では、給与費関係予算の組み替えを行うものでございます。資本的収入では158万8千円を減額し、資本的支出では260万9千円を減額補正するものでございます。主なものといたしましては、支出において、公共下水道事業に伴う配水管布設替費を事業の確定により減額し、収入では、これに伴う財源を減額補正するものであります。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長【佐藤富男君】 町長の提案理由の説明は終わりました。

ただいま議題となっています議案15件につきましては、12月1日再開予定の本会議 において総括的な質疑を受けた後、各常任委員会に付託したいと思いますので、よろしく お願いいたします。

○議長【佐藤富男君】 続きまして、日程第20、発議第3号「松茂町議会委員会条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

この発議は、去る11月25日開催の議会運営委員会において、議会運営委員会委員長ほか5名の賛成者から発議としてご決定いただき、このように提出されております。

藤枝議会運営委員長から発言を求められておりますので、これを許します。

藤枝議会運営委員長。

○9番【藤枝善則君】 ただいま議長の許可をいただきましたので、発議第3号、松茂 町議会委員会条例の一部を改正する条例について提案理由をご説明いたします。

この発議は、ただいま議長からお話がありましたように、議会運営委員会委員の賛同を

いただいて地方自治法第112条の規定により提出するものであります。

内容といたしましては、先ほど松茂町課設置条例の一部を改正する条例により、町民福 祉課、健康保険課を住民課、福祉課とすることによる課の編成の変更となったことにより 条例を改正するものであります。なお、この条例の施行期日は、平成29年1月1日とす るものであります。

以上、発議第3号の提案理由説明とさせていただきます。各議員におかれましては、原 案可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

終わります。

○議長【佐藤富男君】 以上で説明は終わりました。

ただいまの発議第3号については、12月14日再開予定の本会議で審議したいと思い ますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤富男君】 異議なしと認めます。

よって、発議第3号については、12月14日再開予定の本会議で審議することに決定 いたしました。

○議長【佐藤富男君】 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明日11月30日は、議案調査のため休会としたいと思いますが、これにご異議ござい ませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤富男君】 異議なしと認めます。

よって、明日11月30日は、休会と決定いたしました。

次回は、12月1日、午前10時から再開いたします。

本日は、これで散会といたします。どうもありがとうございました。

午前10時57分散会